

# 学会認定ヨーガ療法士・倫理規定

2009年4月25日（平成21年度第7回理事会承認）

2020年8月12日改定案

一般社団法人 日本ヨーガ療法学会

## 第8章 次世代教育とヨーガ療法士応用・特別 研修履修義務

### 1：次世代ヨーガ療法士の育成

認定ヨーガ療法士が、ヨーガ療法を指導する後輩を教育し育てることは、ヨーガの智慧を持って広く人々の全人的健康促進への貢献に、時代を越えて寄与するためにも大切なことを認知しておかねばならない。

### 2：後輩育成の形態

次世代ヨーガ療法士の育成型態としては、ヨーガの智慧を世に広める種々の活動は勿論、ヨーガ療法を学ぶ生徒からの指導者育成、またヨーガ療法士養成講座への紹介等が挙げられる。これら様々な次世代ヨーガ療法士育成教育活動は、一貫した体系の中で実施される必要がある。従って、日本ヨーガ療法学会のヨーガ療法士育成教育活動を指針として行われねばならない。

3：学会認定ヨーガ療法士は日本ヨーガ療法学会認定ヨーガ療法士制度規則に規定される認定研修会（応用・特別研修会）を履修し、所定の資格更新単位を所定の期間に取得しなくてはならない。

4：学会認定ヨーガ療法士は学会活動において取得した他の学会員の住所、氏名、メールアドレスを利用して独自に学会員を勧誘し、学会の許可なく活動したり、学会の方針とは異なる活動等を行ってはならない。